

附属博物館特別収蔵庫B収納棚売買契約書

奈良県立橿原考古学研究所（以下「甲」という）と、〇〇〇（以下「乙」という）とは、以下の条項のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

乙は甲に対して次に表示の附属博物館特別収蔵庫B収納棚（以下「特別収蔵庫B収納棚」という。）を売り渡すことを約し、甲はこれを買い受けるものとする。

品名（特別収蔵庫B収納棚）一式

1. 棚 中軽量ラック コクヨ MA-7425N (H2400仕様・天地6段)	5
2. 棚 中軽量ラック コクヨ MA-7425CN (H2400仕様・天地6段)	21
3. 棚 中軽量ラック コクヨ MA-7325CN (H2400仕様・天地6段)	1
4. 棚 中軽量ラック 落下防止バー コクヨ MAW-4	130
5. 棚 中軽量ラック 落下防止バー コクヨ MAW-3	5
6. 棚 中軽量ラック パネル コクヨ MAP-702 (H2400仕様)	10
7. 棚 中軽量ラック トッププレース コクヨ MAJ-20N	14

第2条（支払い）

売買代金は総額金 円（内消費税 円）とし、甲は乙に

対し次のとおり支払うものとする。

- 1 令和8年3月30日までに、乙は、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館特別収蔵庫Bに前条の収納棚を納品及び設置し、正常に稼働させるものとする。

2 甲は、特別収蔵庫B収納棚の納品・設置及び正常な稼働状況の確認が完了した後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、乙指定の銀行口座宛振込により支払うものとする。

第3条（納品）

- 1 納品に係る経費については、すべて乙の負担とする。
- 2 乙は、納品・設置時に、特別収蔵庫B収納棚の調整を実施して、納入機器の完全な動作を確認するものとし、甲が設置及び動作等を確認した場合に、納品を完了したものとする。
- 3 乙は、納品時等に、特別収蔵庫B収納棚の使用者に対して、取扱方法の説明を実施するとともに、取扱説明書を配布するものとする。

第4条（特別収蔵庫B収納棚の毀損又は滅失）

前条の納品が完了するまでに、甲又は乙の責めにできない事由で収納棚が毀損又は滅失したときは、甲は代金の支払いを免れるものとする。

第5条（保証）

乙は甲に対し、収納棚につき1年間品質性能を保証し、甲の過失によらない故障については、無償で修繕の義務を負う。

第6条（契約の解除）

1 甲及び乙は、相手方が本契約を履行しない場合は、相手方に対し催告を行い、その後も履行がなされないときは、書面による通知により本契約を解除することがで

きるものとする。

- 2 甲又は乙は、相手方から本契約を解除された場合、これにより生ずる損害を賠償するものとする。

第7条（暴力団等排除に係る解除）

甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 2 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」

という。)に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

7 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

8 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき

第8条(個人情報の保護)

乙は、この契約により業務を処理するための個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第9条(紛争の解決)

本契約に関して、疑義紛争が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

甲及び乙は、本契約の締結を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年 1月 日

甲 奈良県橿原市畝傍町1番地

奈良県立橿原考古学研究所

副所長 田中裕之

乙